

新旧対照表

【ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ラッシュ (LASH=LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ (以下「バージ」という。) についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和46年8月21日から当分の間、これにより処理されたい。</p>	<p>ラッシュ (LASH=LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ (以下「バージ」という。) についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和46年8月21日から当分の間、これにより処理されたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税定率法 (明治43年法律第54号。以下「定率法」という。) 第17条第1項第2号又は第3号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p>	<p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税定率法 (明治43年法律第54号。以下「定率法」という。) 第17条第1項第2号又は第3号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手續は、次による。</p>
<p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入の本船扱い</p> <p>上記(1)の輸入手続は、<u>関税法</u> (昭和29年法律第61号。以下「法」という。) 第67条の2第2項に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、<u>関税令第59条の5第2項</u>に規定する本船扱いの承認申請手続は、別紙様式の標題の下に「本船扱い承認申請書」と併記させ、輸入申告書と兼用させることとし、提出された輸入申告書を税関が受理したことにより本船扱いの承認があったものとして取り扱うこととする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 輸入申告の時期</p>	<p>1 輸入の際の通關手續</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入の本船扱い</p> <p>上記(1)の輸入手續は、<u>關稅令第59條の4第1項第1號</u>に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、<u>同條第2項</u>に規定する本船扱いの承認申請手續は、別紙樣式の標題の下に「本船扱い承認申請書」と併記させ、輸入申告書と兼用させることとし、提出された輸入申告書を税關が受理したことにより本船扱いの承認があったものとして取り扱うこととする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 輸入申告の時期</p>

新旧対照表

【ラッッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>バージの輸入手続は、前記(2)により本船扱いで行われるが、輸入申告は、<u>法第67条の2第4項</u>の規定により当該バージに係る積荷に関する事項が税関に報告された後に行わせることとなるので留意する。</p> <p>なお、他の貨物の積卸し等のためバージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p>	<p>バージの輸入手続は、前記(2)により本船扱いで行われるが、輸入申告は、<u>関税法第67条の2第3項</u>の規定により当該バージに係る積荷に関する事項が税関に報告された後に行わせることとなるので留意する。</p> <p>なお、他の貨物の積卸し等のためバージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p>
<p>2 輸出の際の通関手続</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出の本船扱い</p> <p>前記(1)の輸出手続は、<u>法第67条の2第2項</u>に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、本船扱いの承認申請手続及び承認の取扱いは、上記1の(2)を準用する。</p> <p>なお、本船扱いの承認申請手続は、バージをラッッシュ母船に積み込む前に行わせること。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>2 輸出の際の通関手続</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸出の本船扱い</p> <p>前記(1)の輸出手続は、<u>関税法第67条の3第2項</u>に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、本船扱いの承認申請手續及び承認の取扱いは、上記1の(2)を準用する。</p> <p>なお、本船扱いの承認申請手續は、バージをラッッシュ母船に積み込む前に行わせること。</p> <p>(3)～(7) (同左)</p>